

大多喜町

第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
千葉県 大多喜町

●● 目 次 ●●

第1編 計画の策定にあたって	1
第1章 計画の基本的な考え方	1
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	7
第2編 第7期障がい福祉計画	25
第1章 第6期計画における成果目標の達成状況	25
第2章 本計画における成果目標	28
第3章 障がい福祉サービスの量の見込み	35
第4章 地域生活支援事業の推進	46
第3編 第3期障がい児福祉計画	56
第1章 第2期計画における成果目標の達成状況	56
第2章 本計画における成果目標	58
第3章 障がい児福祉サービスの量の見込み	59
第4編 計画の推進に向けて	63
第1章 計画進行管理	63
資 料 編	64



喜びの、おひざもと。

千葉県 大多喜町



第1編 計画の策定にあたって

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨・背景

これまで、大多喜町（以下「本町」という。）では、平成30年に大多喜町第5期障がい福祉計画・大多喜町第1期障がい児福祉計画を、令和3年に大多喜町障がい者施策推進計画（障害者基本法に基づく第4次障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づく第6期障がい福祉計画、児童福祉法に基づく第2期障がい児福祉計画）を策定し、障がいのある人もない人も、ともに地域でいきいきと安心して暮らせるまちを目指して施策を推進してきました。

この間、国においては令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正法が成立するなど、障がいのある人を取り巻く環境は変化しています。また、令和5年3月には、「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、「共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため施策の基本的な方向」が示されており、差別の解消や権利擁護の推進、情報アクセシビリティの向上、自立した生活の支援など総合的な施策が展開されています。

令和5年度末に「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」計画期間が終了することから、こうした国の取り組みを踏まえ、令和6年度を初年度とする「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定し、それぞれの根拠法に定められたサービス及び事業の見込み量と確保策を示すことで、障がいの有無にかかわらず、それぞれの個性を尊重し合いながら共生する、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指します。

(1) 障がい者施策をめぐる法改正等

前計画策定以降の主な法改正等については、以下のとおりです。

年	国		千葉県
令和2年度(2020)	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）	障害者基本計画 (第4次)	第六次
令和3年度(2021)	・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）（令和3年法律第81号）		第七次千葉県障害者計画
令和4年度(2022)	・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（令和4年法律第50号）		
令和5年度(2023)	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）	障害者基本計画 (第5次)	

(2) 障害福祉計画及び障害児計画に係る基本指針の見直し

本計画の作成にあたり留意すべき事項となる、新たに国から示された基本指針の主な改正内容は以下のとおりです。

項目	主な内容
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・ グループホームにおけるひとり暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
③福祉施設から一般就労への移行等	・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

項目	主な内容
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	・市町村における年齢に応じた重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
⑤発達障害者等支援の一層の充実	・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援体制の充実強化	・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦障害者等に対する虐待の防止	・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障害福祉サービスの質の確保	・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討 ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
⑩障害福祉人材の確保・定着	・ICTの導入等による事務負担の軽減等 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化

第2節 計画の位置づけ

本計画は以下の2つの法に基づいたものとして位置づけます。

① 障がい福祉計画（障害者総合支援法 第88条 第1項）

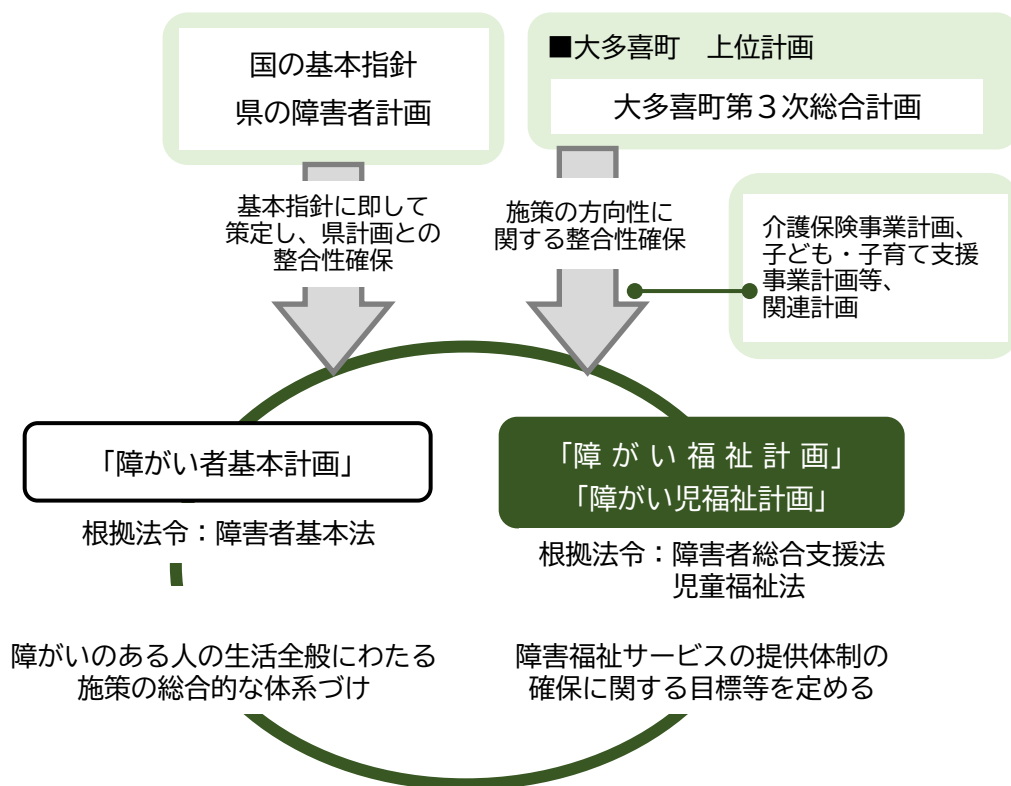
障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」における「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策等を示すものです。

② 障がい児福祉計画（児童福祉法 第33条の20 第1項）

障がい児福祉計画は、平成28年に成立・公布された改正児童福祉法第33条で地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の整備目標などを示すものです。

大多喜町第3次総合計画を上位計画とし、他の関連する計画や、国の「障害者基本計画」及び千葉県の「千葉県障害者計画」と整合を図っています。

また、令和3年に策定した「第4次障がい者基本計画」と本計画は相互に密接な関係にあり、関連して施策を進めていかなければならないことから、障がい者施策の基本理念や趣旨を踏まえて策定します。

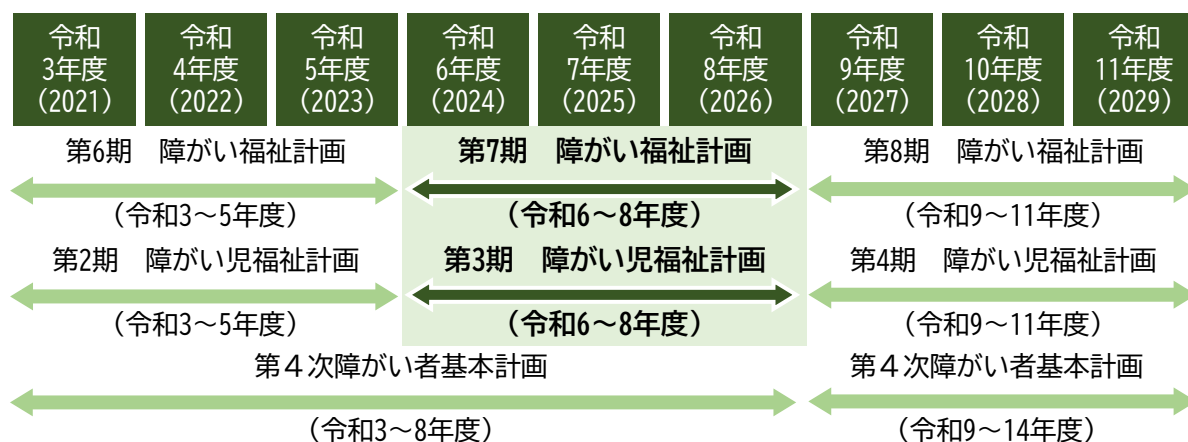


～ 本町における障がい者施策の基本理念 ～

一人ひとりを大切に、ともに生きるまちづくり

第3節 計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。



第4節 計画の対象

本計画の対象とする障がい者（障がいのある人）は、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、「障がい」は単に「機能障がい」を指すだけでなく、「能力障がい・個人の活動制限」や「社会的不利・社会への参加制約」を含む概念であり、「障がい者が受ける制限は、様々な社会環境との相互作用や社会との関係性の在り方によって生ずる」という認識に立っています。

なお、共生社会の実現のため、すべての町民の理解と協力が必要となることから、本計画の直接の対象は「障害のある人」自身ですが、全町民を対象とします。

本計画で対象となる 障害者総合支援法上のサービスを含む障がい者施策と、主に高齢者を中心とした介護保険制度には、類似のサービスメニューが多くあります。

これらのサービスメニューについて、65歳以上の障がい者や、介護保険制度の特定疾病脳血管疾患等に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度による利用が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについて障がい者施策で実施されます。障がい者のニーズは多岐にわたるため、介護保険サービスと障がい者施策によるサービスを併用する場合があります。

第5節 策定体制

（１）大多喜町障がい福祉計画等策定委員会による協議

地域特性に応じた計画とするために、町議会議員、保健医療関係者、障がい者団体関係者、地域福祉関係者、福祉施設関係者、教育関係者、国又は県の行政機関関係者等で構成する「大多喜町障がい福祉計画等策定委員会」による協議を行います。

（２）アンケート調査

障がいのある人の状況や困りごと、ニーズなどを的確に把握し、計画策定の基礎資料とするため、町内在住の障がい者（児）等を対象にアンケート調査を実施しました。

（３）ヒアリング調査

町の障がいのある人を取り巻く環境を把握し、計画策定の基礎資料とするため、障がい者関係団体に対してヒアリング調査を実施しました。

（４）住民意見の公募（パブリックコメント）

計画の策定内容に関して、町内の住民に広く周知を図るとともに、住民の皆さまからご意見をいただくため、令和6年2月頃を目途に意見公募（パブリックコメント）を実施しました。



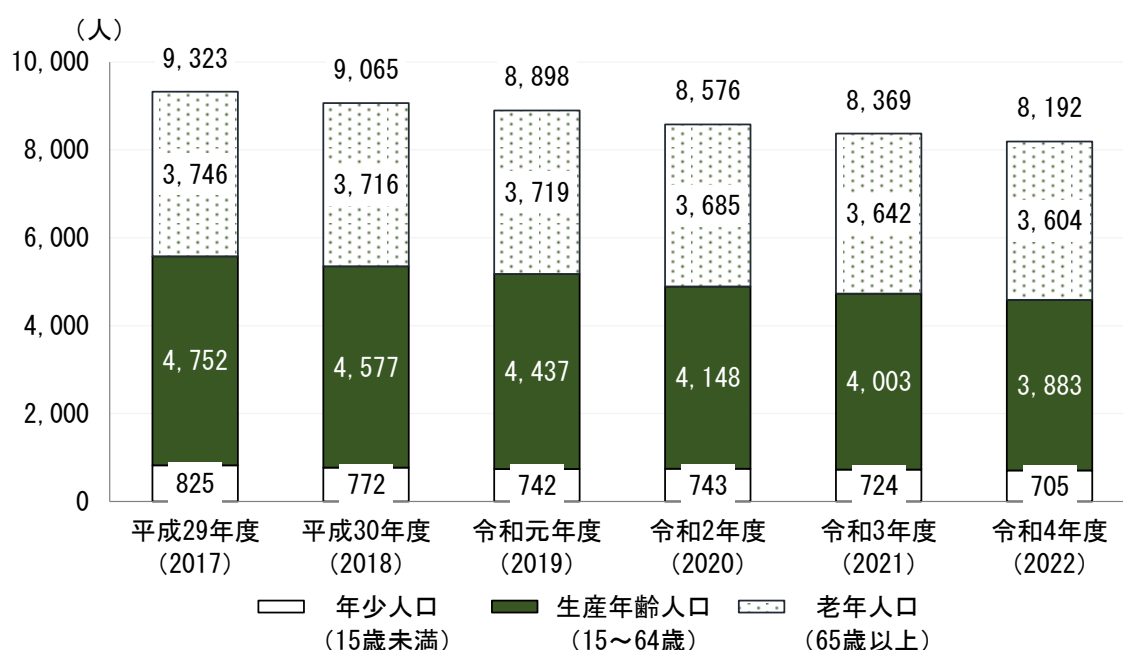
第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 総人口

住民基本台帳における本町の令和4年度末の総人口は8,192人となっています。総人口は減少が続いており、平成29年度末から令和4年度末にかけて1,131人(12.1%)減少しています。

世帯数は増減しながら推移していますが、人口の減少が大きく、1世帯あたりの人員は減少が続いています。

■総人口（年齢3区分）の推移



(単位：人・世帯・%)

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
総人口	9,323	9,065	8,898	8,576	8,369	8,192
年 齢 別	年少人口	825	772	742	724	705
	構成比	8.8	8.5	8.3	8.7	8.6
	生産年齢人口	4,752	4,577	4,437	4,148	4,003
	構成比	51.0	50.5	49.9	48.4	47.8
	老年人口	3,746	3,716	3,719	3,685	3,642
	構成比	40.2	41.0	41.8	43.0	43.5
世帯数	3,816	3,797	3,811	3,780	3,746	3,767
1世帯あたり人員	2.44	2.39	2.33	2.27	2.23	2.17

資料：住民基本台帳（各年度末）

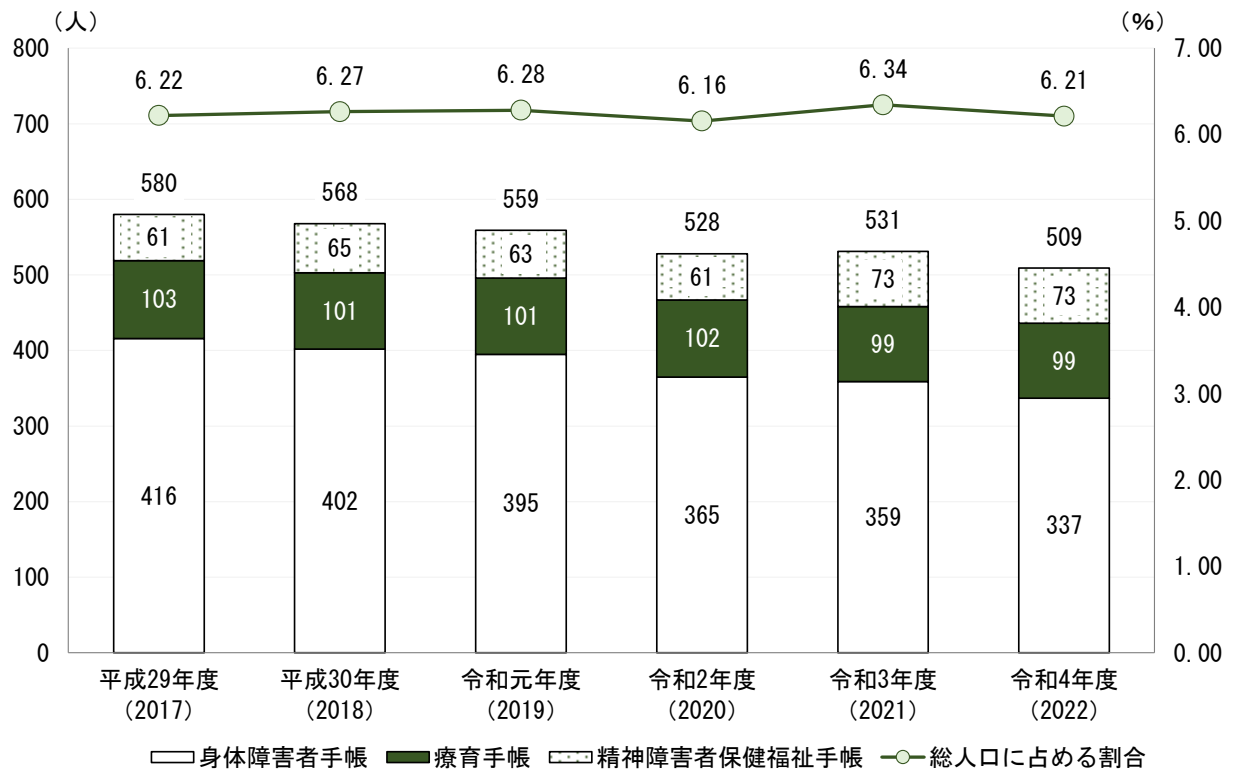
第2節 障がいや病気によって支援が必要な人の状況

(1) 手帳所持者数の推移

手帳所持者数は減少傾向となっており、令和4年度末には509人となっています。

また、総人口に占める手帳所持者の割合は6%台前半で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年度末）

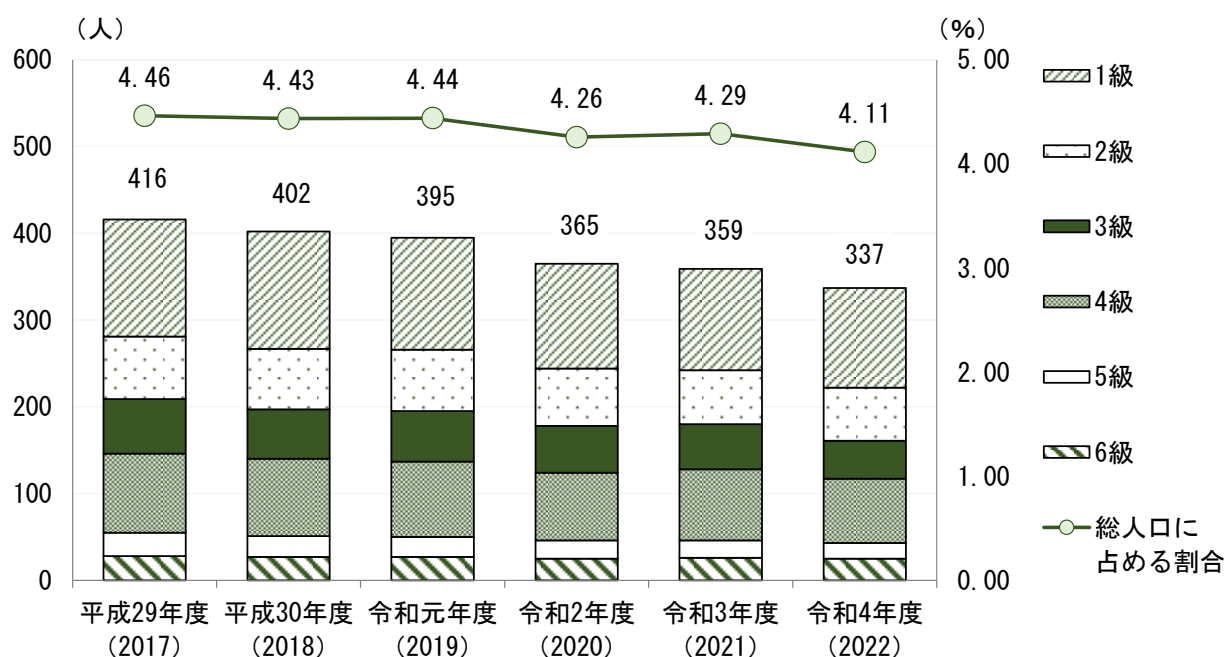
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢別・等級別

身体障害者手帳所持者数は、平成29年度末から令和4年度末にかけて79人(19.0%)減少し、令和4年度末には337人となっています。総人口に占める割合は下降傾向となっており、令和4年度末には4.11%を占めています。

年齢別にみると、65歳以上の所持者が7割以上を占めています。また、等級別にみると、1級から4級が10人以上減少しています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）及び総人口に占める割合の推移



資料：健康福祉課（各年度末）

■身体障害者手帳所持者数（年齢別・等級別）の推移

(単位：人)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
身体障害者手帳所持者数	18歳未満	6	5	5	3	3	3
	18歳～64歳	101	96	99	86	80	75
	65歳以上	309	301	291	276	276	259
		416	402	395	365	359	337
等級別	1級	135	135	129	121	117	115
	2級	72	70	71	66	62	61
	3級	63	57	58	54	52	44
	4級	91	89	87	78	82	74
	5級	27	24	23	21	20	18
	6級	28	27	27	25	26	25

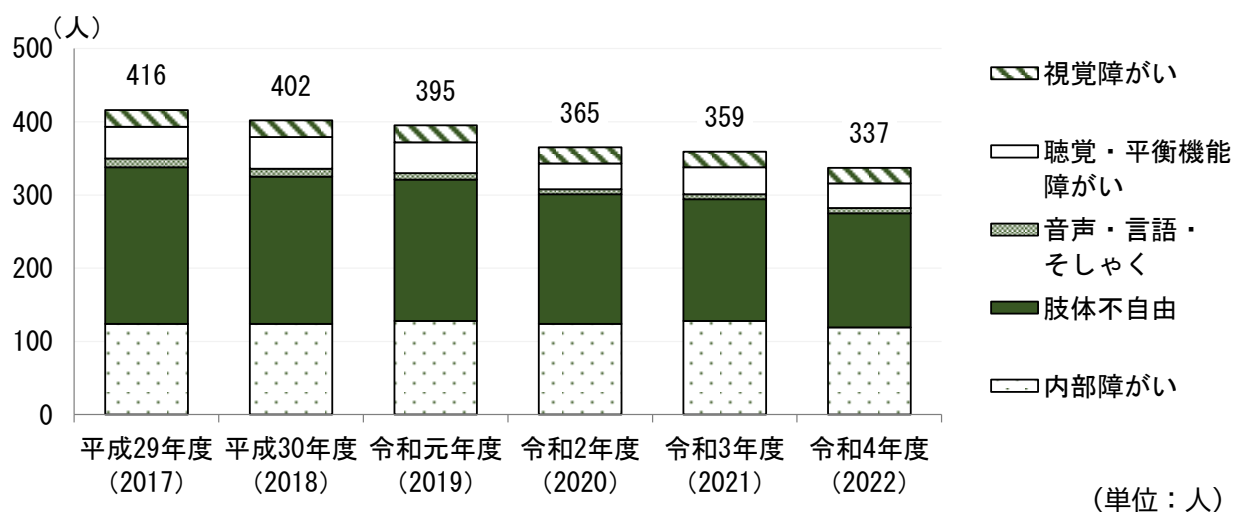
資料：健康福祉課（各年度末）

② 種類別

種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成29年度から令和4年度にかけて肢体不自由の方が58人減少しています。

また、令和4年度末の種類別・等級別の身体障害者手帳所持者数は、内部障がいの方が74人で最も多く、次いで肢体不自由の2級の方が42人、肢体不自由の1級の方が32人となっています。

■身体障害者手帳所持者数（種類別）の推移



区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
種 類 別	身体障害者手帳所持者数	416	402	395	365	359	337
	視覚障がい	23	23	23	22	21	21
	聴覚・平衡機能障がい	43	43	42	35	37	34
	音声・言語・そしゃく	12	11	9	7	7	7
	肢体不自由	214	201	193	177	166	156
	内部障がい	124	124	128	124	128	119

資料：健康福祉課（各年度末）

■身体障害者手帳所持者数（種類別・等級別）の状況

(単位：人)

	重度		中度		軽度		合 計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	6	11	0	0	3	1	21
聴覚・平衡機能障がい	2	3	5	10	0	14	34
音声・言語・そしゃく	1	1	0	5	0	0	7
肢体不自由	32	42	27	30	15	10	156
内部障がい	74	4	12	29	0	0	119
合 計	115	61	44	74	18	25	337

資料：健康福祉課（令和4年度末）

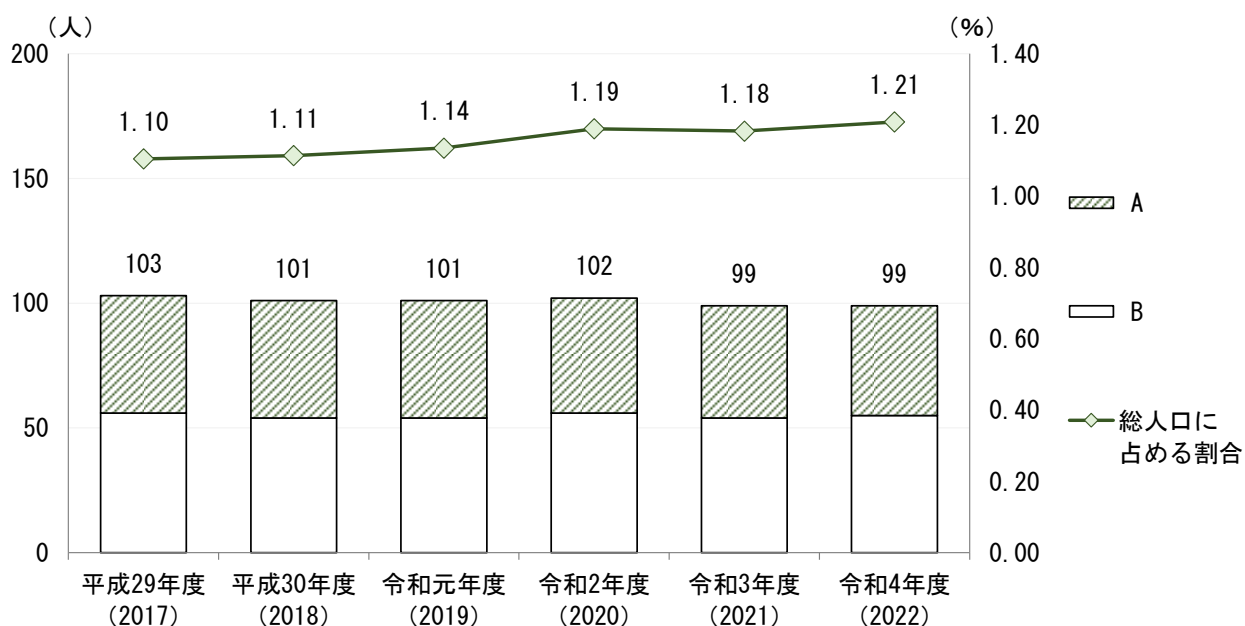
(3) 療育手帳所持者の状況

本町の療育手帳所持者数はおおむね横ばいで推移しており、令和4年度末には99人、総人口に占める割合が1.21%となっています。

所持者のうち18歳未満の障がい児は、令和4年度末に10人で全体の10.1%となっています。

また、等級別にみると、障がい程度が軽度であるBの方のほうがやや多くなっています。

■療育手帳所持者数（等級別）及び総人口に占める割合の推移



資料：健康福祉課（各年度末）

■療育手帳所持者数（年齢別・等級別）の推移

(単位：人)

区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
療育手帳所持者数	療育手帳所持者数	103	101	101	102	99	99
	18歳未満	16	15	11	12	10	10
	18歳～64歳	76	75	79	81	81	81
	65歳以上	11	11	11	9	8	8
等級別	A級	47	47	47	46	45	44
	B級	56	54	54	56	54	55

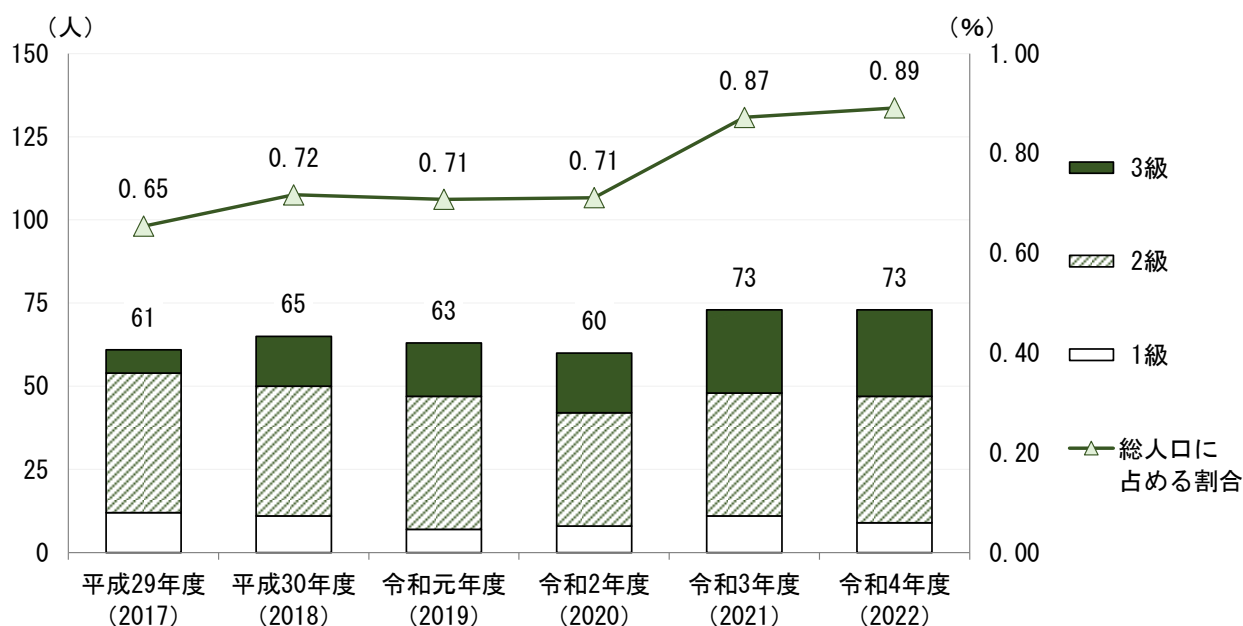
資料：健康福祉課（各年度末）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和3年度に増加し、令和4年度末の所持者数は73人、総人口に対する割合は0.89%となっています。

年齢別にみると、18歳～64歳の所持者数が全体の8割を占めています。また、等級別にみると、3級が増加しており、令和4年度末には全体の3割半ばを占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）及び総人口に占める割合の推移



資料：健康福祉課（各年度末）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別・等級別）の推移

(単位：人)

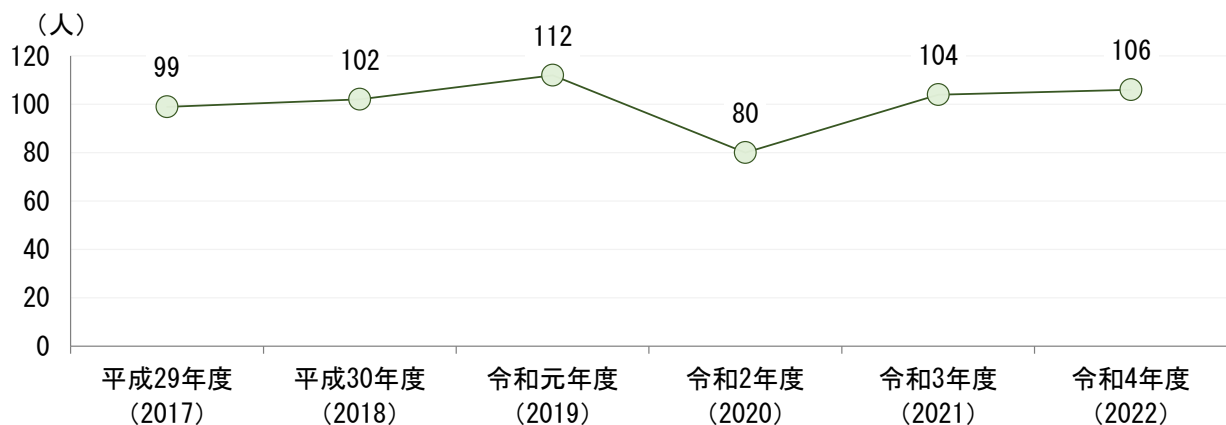
区 分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	精神障害者保健福祉手帳 所持者数	61	65	63	60	73	73
	18歳未満	1	0	0	1	1	1
	18歳～64歳	45	52	50	51	56	55
	65歳以上	15	13	13	9	16	17
等級別	1級	12	11	7	8	11	9
	2級	42	39	40	34	37	38
	3級	7	15	16	18	25	26

資料：健康福祉課（各年度末）

(5) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

本町の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増減しながら推移しており、令和4年度末の受給者数は106人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：健康福祉課（各年度末）

(6) 特別支援学級等の状況

本町では令和4年度5月1日時点で2か所の障がい児保育施設があり、希望者がいる場合は随時受け入れ可能な体制を整えています。

また、町立の小学校は2校、中学校は1校あり、特別支援学級の設置及び通常学級で障がい児の対応が可能な状態となっており、障がい児一人ひとりに応じた教育を行っています。

■特別支援学級等の状況

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
幼稚園・保育所（園）						
障がい児保育実施施設	2	2	2	2	2	2
小学校						
特別支援学級を設置する学校数	2	2	2	2	2	2
特別支援学級数	4	3	4	4	4	3
特別支援学級児童数	7	5	13	6	8	5
通級指導教室を設置する学校数	1	1	1	1	1	1
通級指導教室数	1	1	1	1	1	1
通級指導教室児童数	16	16	17	15	14	14
就学義務の猶予または免除している児童	0	0	0	0	0	0
通常学級での障がい児対応可能学校数	2	2	2	2	2	2

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
中学校						
特別支援学級を設置する学校数	2	1	1	1	1	1
特別支援学級数	3	2	2	1	1	2
特別支援学級生徒数	10	9	4	1	1	4
通級指導教室を設置する学校数	0	0	0	0	0	0
通級指導教室数	0	0	0	0	0	0
通級指導教室生徒数	0	0	0	0	0	0
就学義務の猶予または免除している生徒数	0	0	0	0	0	0
通常学級での障がい児対応可能学校数	2	1	1	1	1	1

資料：健康福祉課・教育委員会（各年5月1日）

■大多喜町から夷隅特別支援学校等へ通学している児童・生徒数

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
小学部	3	4	3	4	5 (1)	4 (1)
中学部	1	1	1	2	3	4
高等部	7	6	5	1	1	1

※()内は、楨の実特別支援学校通学児童の内数

資料：夷隅特別支援学校・教育委員会（各年5月1日）

■大多喜町から盲学校・聾学校へ通学している児童・生徒数

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
盲学校へ通学している児童・生徒数						
小学部	0	0	0	0	0	0
中学部	0	0	0	0	0	0
高等部	0	0	0	0	0	0
聾学校へ通学している児童・生徒数						
小学部	0	0	0	0	0	0
中学部	0	0	0	0	0	0
高等部	0	0	0	0	0	0

資料：教育委員会（各年5月1日）

第3節 アンケート調査・ヒアリング調査からみる生活実態・意識

(1) 調査の概要

調査の対象及び調査方式は、以下のとおりとなっています。

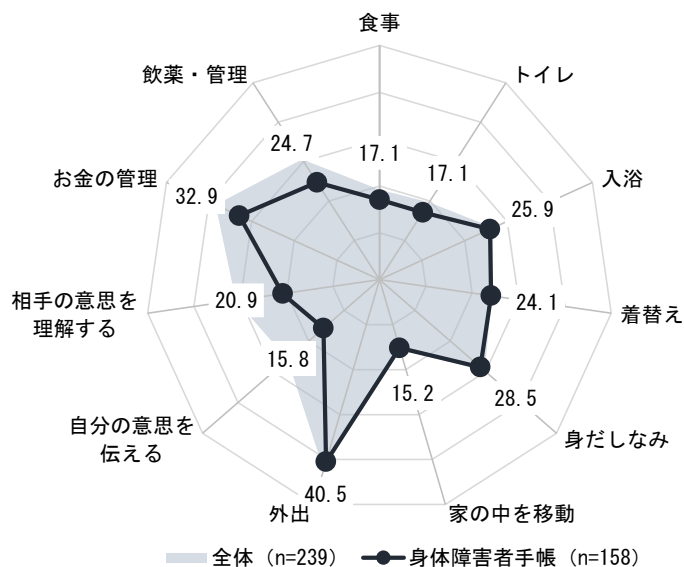
障がい福祉に関するアンケート調査			
調 査 地 域	大多喜町内		
調 査 対 象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者等		
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収		
調 査 期 間	令和5年8月～令和5年10月		
配布・回収	配布数	回収数	回収率
	500票	239票	47.8%
調査内容	1 調査対象者の属性について 2 住まいや暮らしについて 3 外出について 4 障がい福祉サービスの利用について 5 相談相手について 6 情報通信機器の利用について 7 権利擁護について 8 災害時の避難などについて 9 働くことについて 10 生活全般について 11 介護や手助けを行っている方について 12 療育・教育について 13 障がい福祉へのご意見		
回答者の属性	性別	男性：56.1%	女性：42.3%
	年齢	18歳未満：2.9% 18～29歳：5.0% 30歳代：9.2% 40歳代：10.0%	50歳代：7.1% 60歳代：14.2% 70歳代：24.3% 80歳以上：20.9%
	地区	老 川：11.7%	西 畑：17.6%
		大多喜：39.7%	上 瀑：8.4%
	手帳	身体障害者手帳：66.1% 療 育 手 帳：18.0%	精神障害者保健福祉手帳：15.9%

障がい者関係団体へのヒアリング調査	
調 査 対 象	手をつなぐ親の会
調 査 方 法	直接聞き取り
調 査 期 間	令和5年12月15日（金）

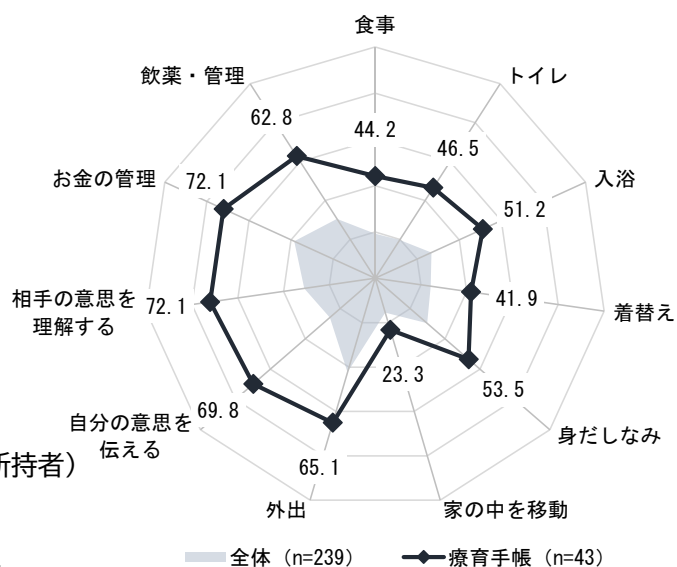
(2) 支援が必要なとき

◎ 支援が必要なときを手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は「外出」、療育手帳所持者は「相手の意思を理解する」「お金の管理」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「お金の管理」がそれぞれ最上位に挙がっています。

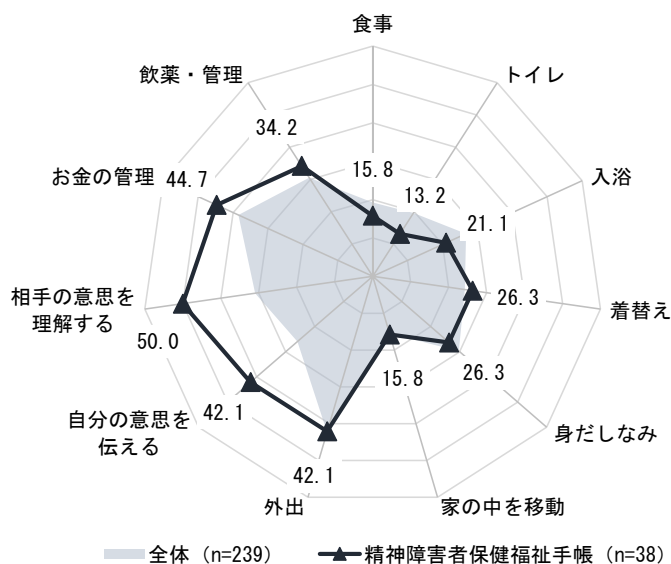
■支援が必要なとき（身体障害者手帳所持者）



■支援が必要なとき（療育手帳所持者）



■支援が必要なとき（精神障害者保健福祉手帳所持者）

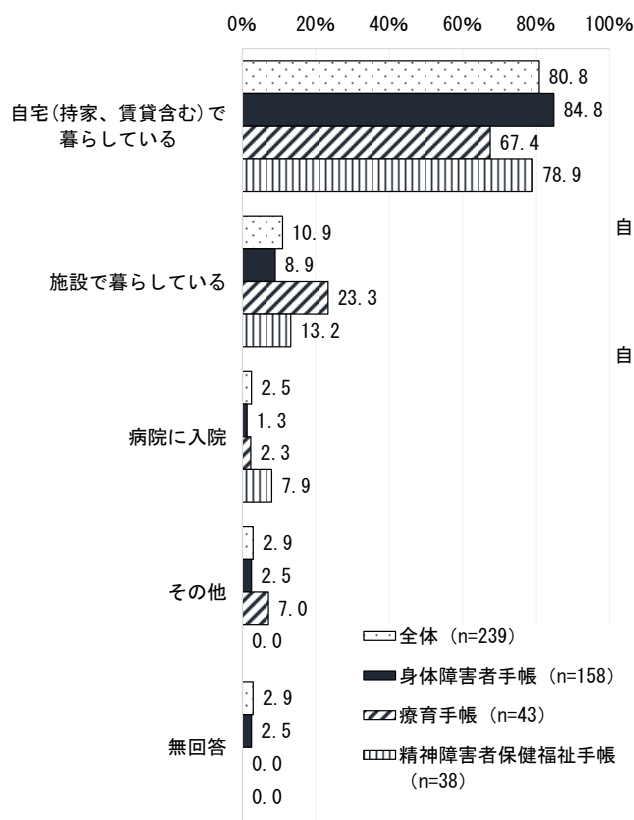


※数値は手帳所持者のみ

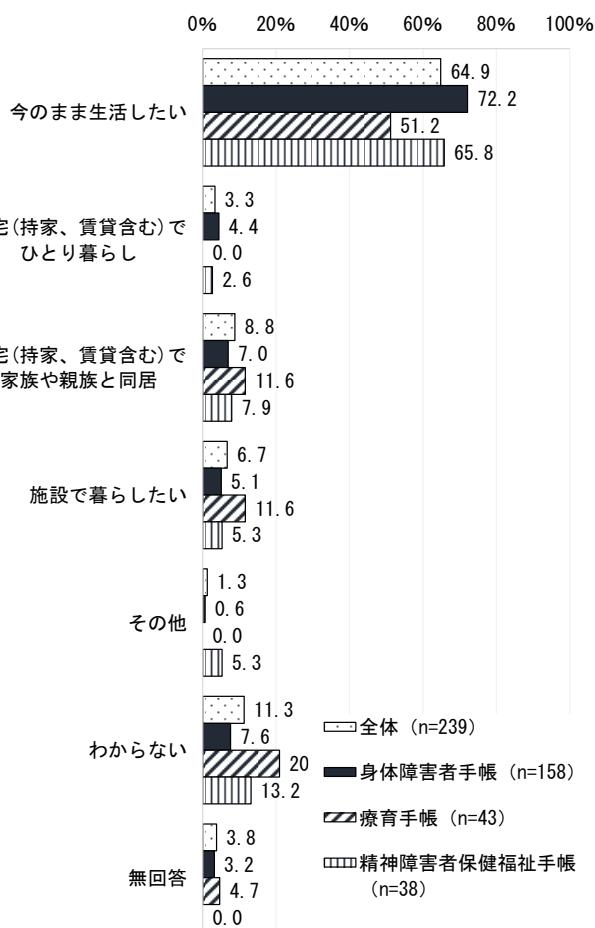
(3) 住まいや暮らしについて

- ◎ 現在の暮らし方を所持手帳別にみると、療育手帳を所持している方は「施設で暮らしている」が23.3%で他の手帳所持者よりも高い傾向にあります。
- ◎ 今後の暮らし方の意向を所持手帳別にみると、療育手帳を所持している方は「今のまま生活したい」が51.2%で他の手帳所持者よりも低い傾向にあります。

■現在の暮らし方（全体・手帳所持者別）



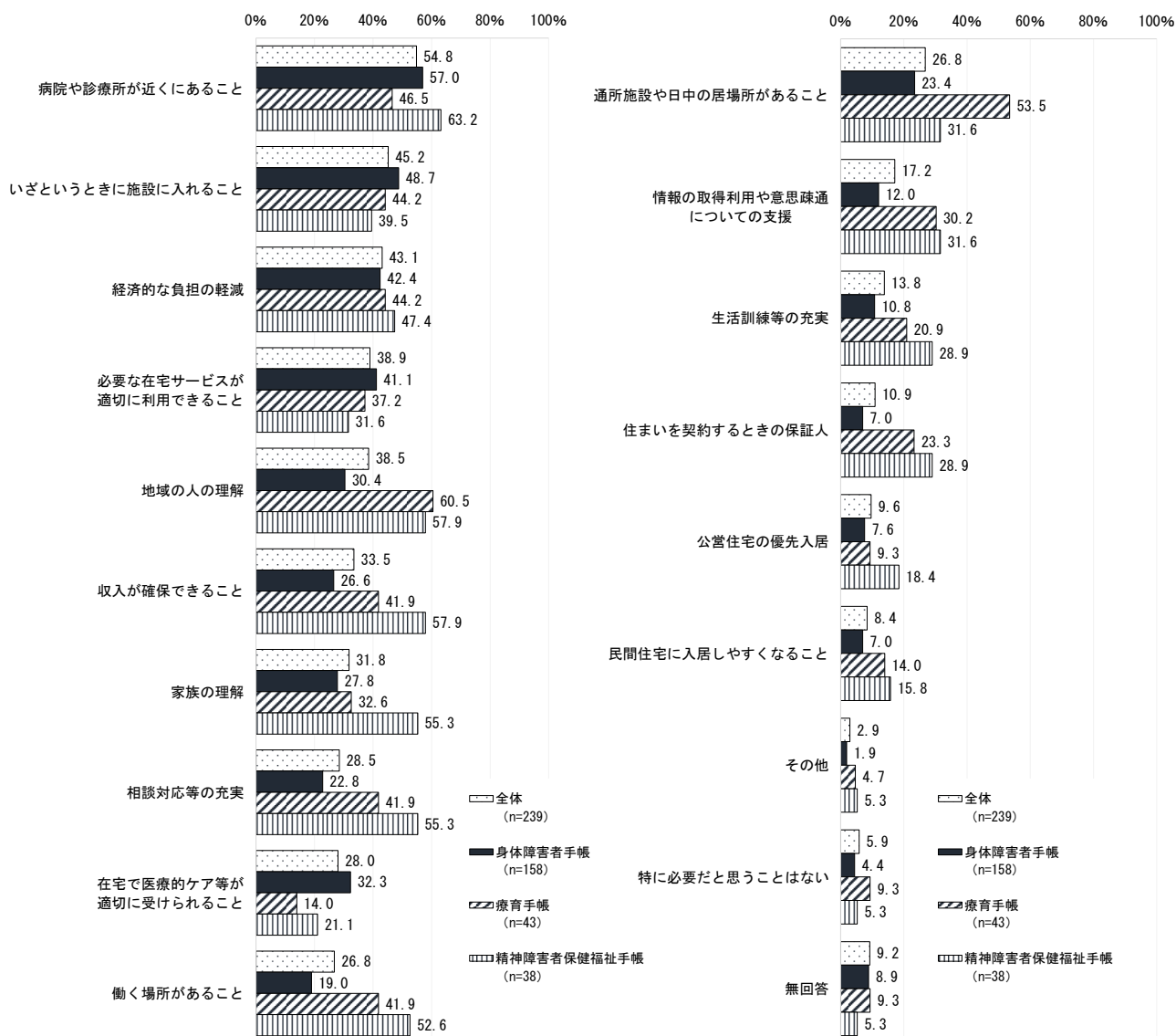
■今後の暮らし方の意向（全体・手帳所持者別）



(4) 障がいのある人が住み慣れた地域で生活するために必要だと思うこと

- ◎ 障がいのある人が住み慣れた地域で生活するために必要だと思うことは「病院や診療所が近くにあること」、「いざというときに施設に入れること」、「経済的な負担の軽減」が上位に挙がっています。
- ◎ 所持手帳別にみると、療育手帳を所持している方は「通所施設や日中の居場所があること」が、精神障害者保健福祉手帳を所持している方は「家族の理解」が他の手帳所持者よりも高い傾向にあります。

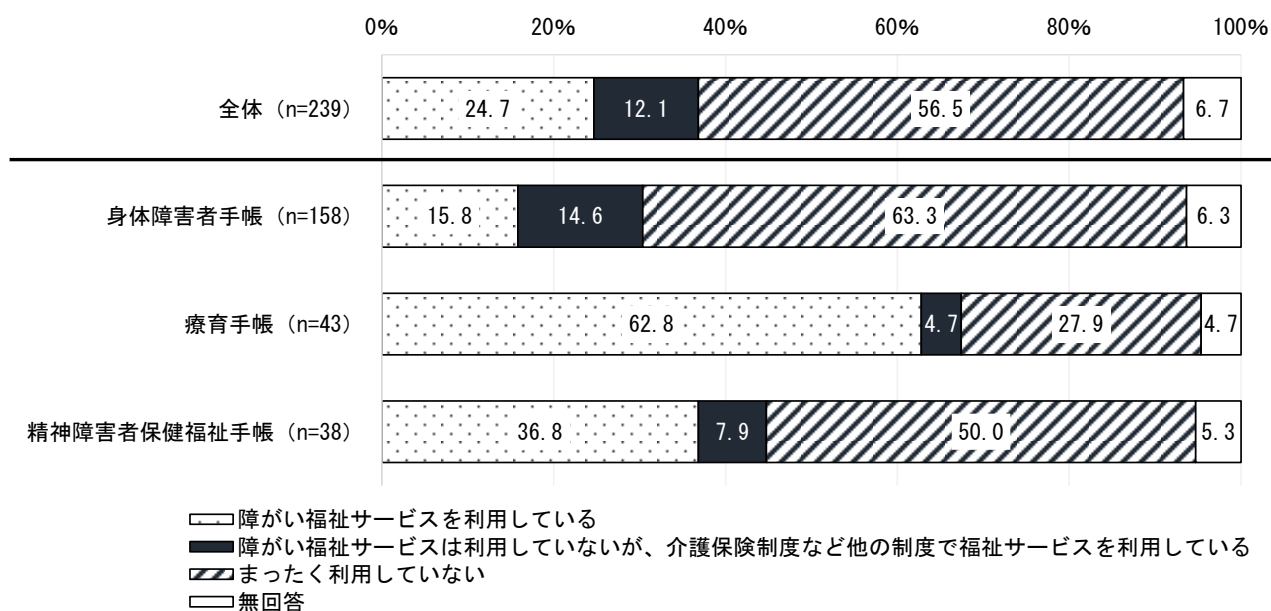
■障がいのある人が住み慣れた地域で生活するために必要だと思うこと（全体・手帳所持者別）



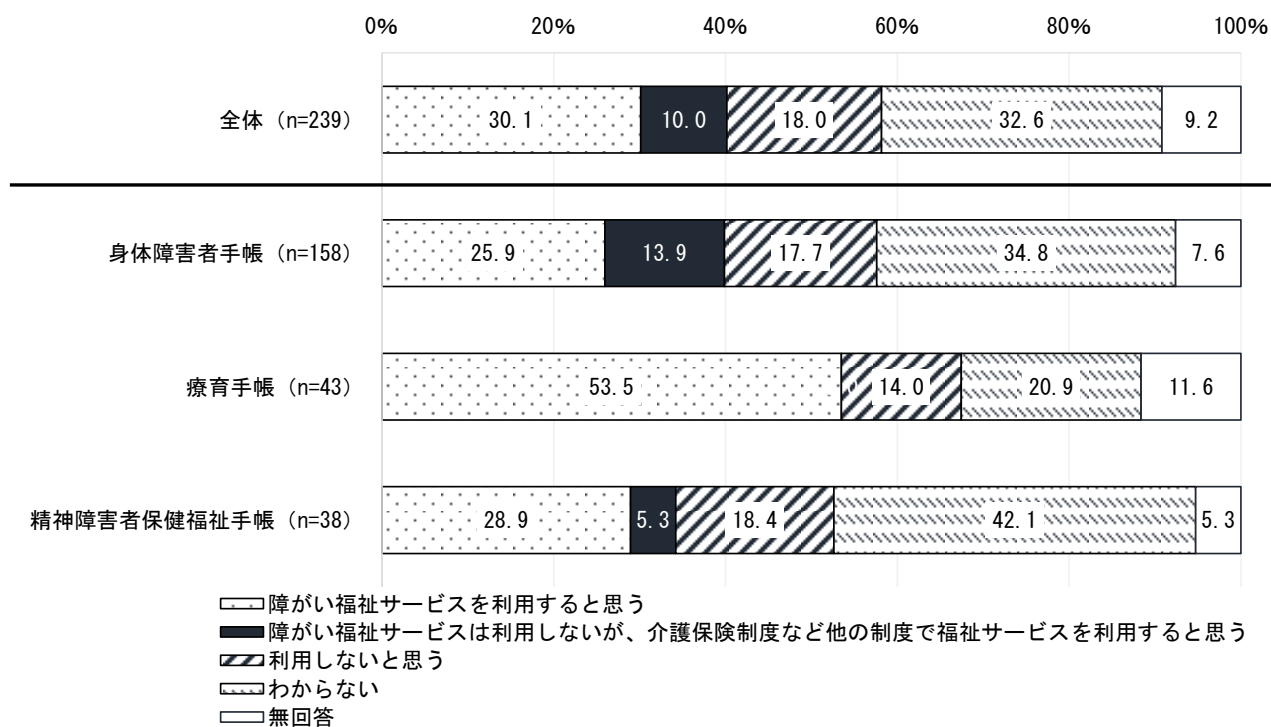
(5) 障がい福祉サービス等の利用状況

◎ 障がい福祉サービス等の利用状況及び今後の利用意向を所持手帳別にみると、療育手帳を所持している方は「障がい福祉サービスを利用している（今後利用すると思う）」が他の手帳所持者よりも高い傾向にあります。

■現在の障がい福祉サービス等の利用状況（全体・手帳所持者別）



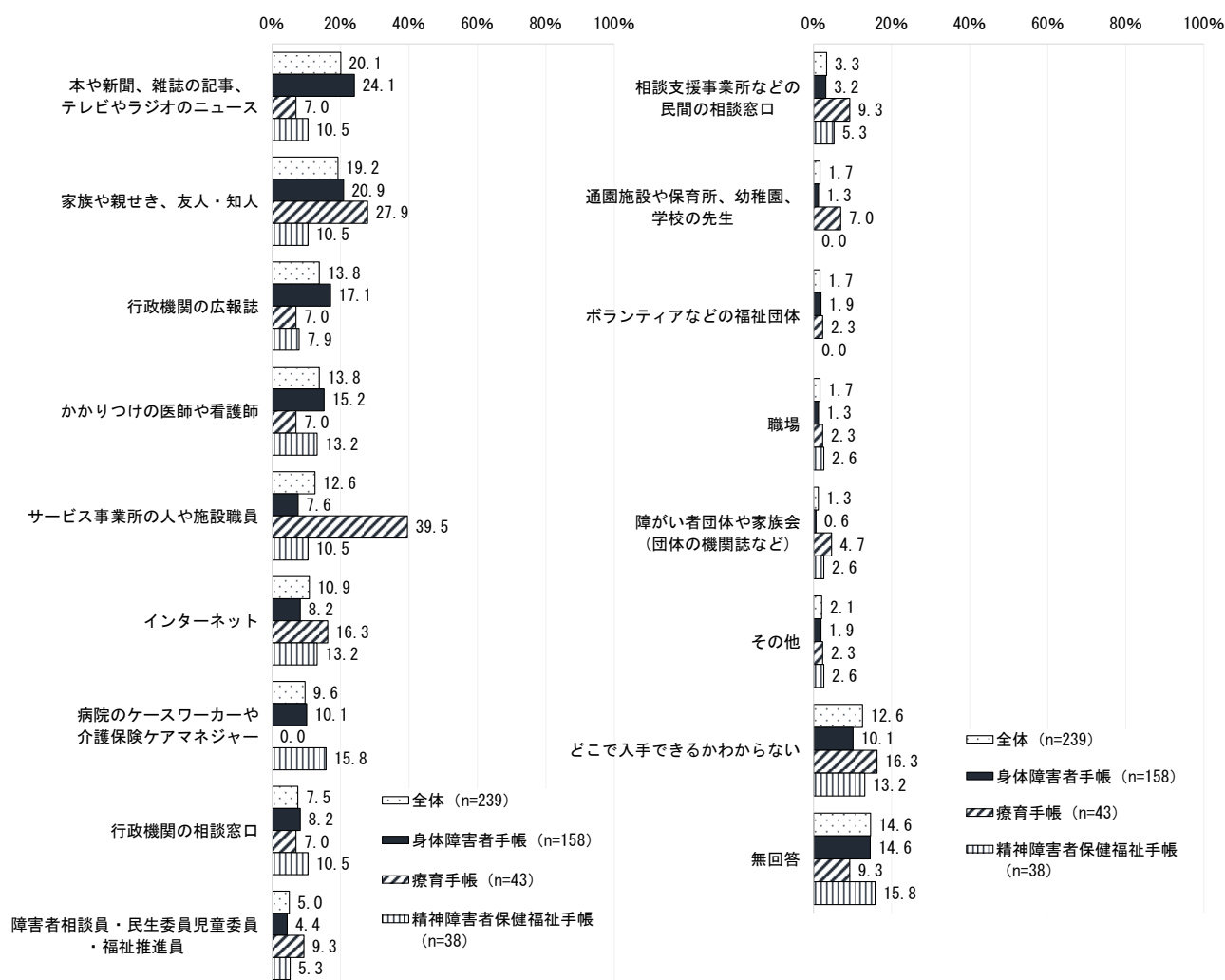
■今後の障がい福祉サービス等の利用意向（全体・手帳所持者別）



(6) 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手源

- ◎ 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手源は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき、友人・知人」、「行政機関の広報誌」が上位に挙がっています。
- ◎ 所持手帳別にみると、療育手帳を所持している方は「サービス事業所の人や施設職員」が、精神障害者保健福祉手帳を所持している方は「病院のケースワーカーや介護保険ケアマネジャー」がそれぞれ最上位に挙がっています。

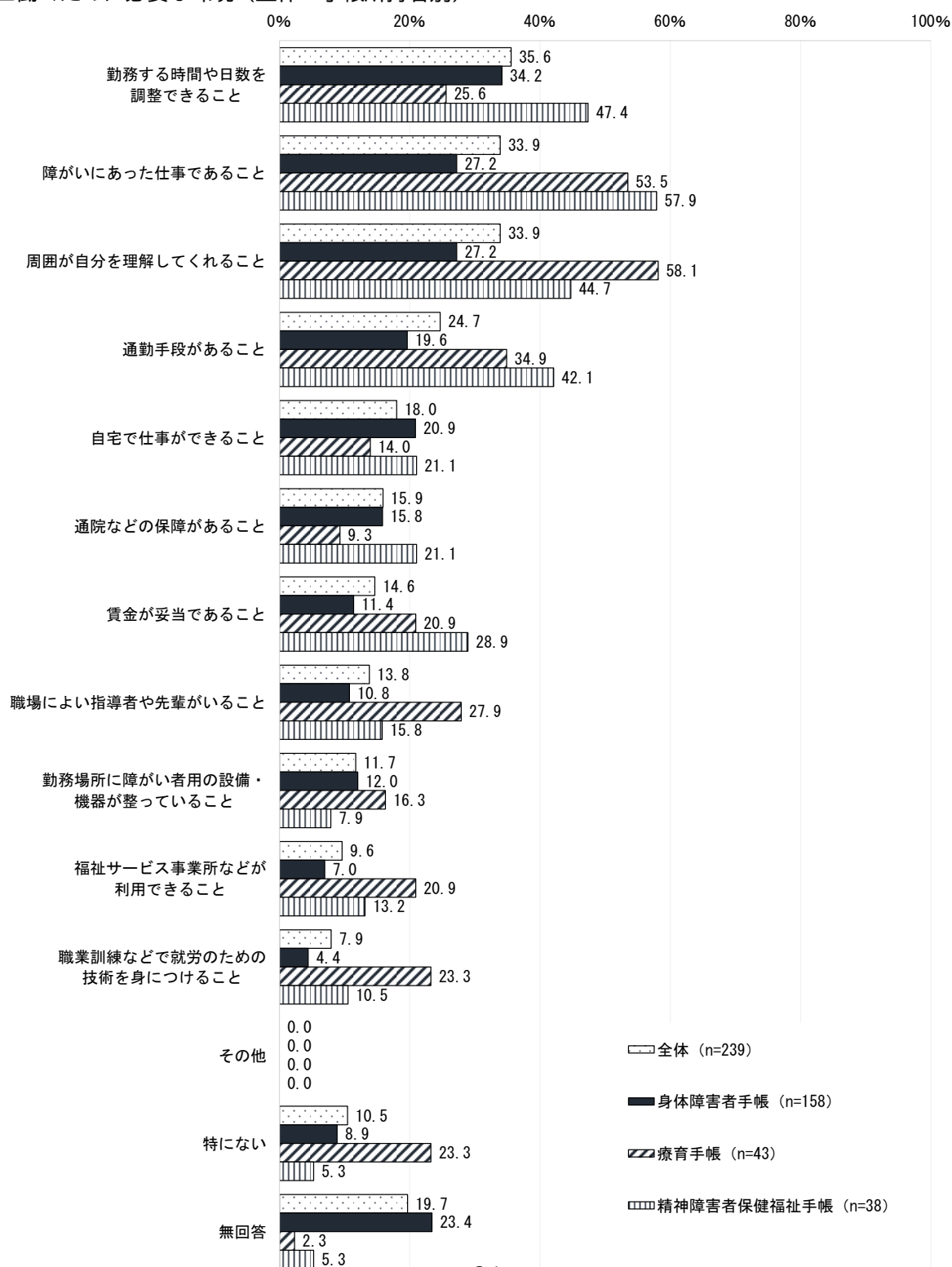
■障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手源（全体・手帳所持者別）



(7) 働くために必要な環境

- ◎ 働くために必要な環境は「勤務する時間や日数を調整できること」、「障がいにあった仕事であること」、「周囲が自分を理解してくれること」が上位に挙がっています。
- ◎ 所持手帳別にみると、療育手帳を所持している方は「周囲が自分を理解してくれること」、「職場により指導者や先輩がいること」、「職業訓練などで就労のための技術を身につけること」などが他の手帳所持者よりも高い傾向にあります。

■働くために必要な環境（全体・手帳所持者別）

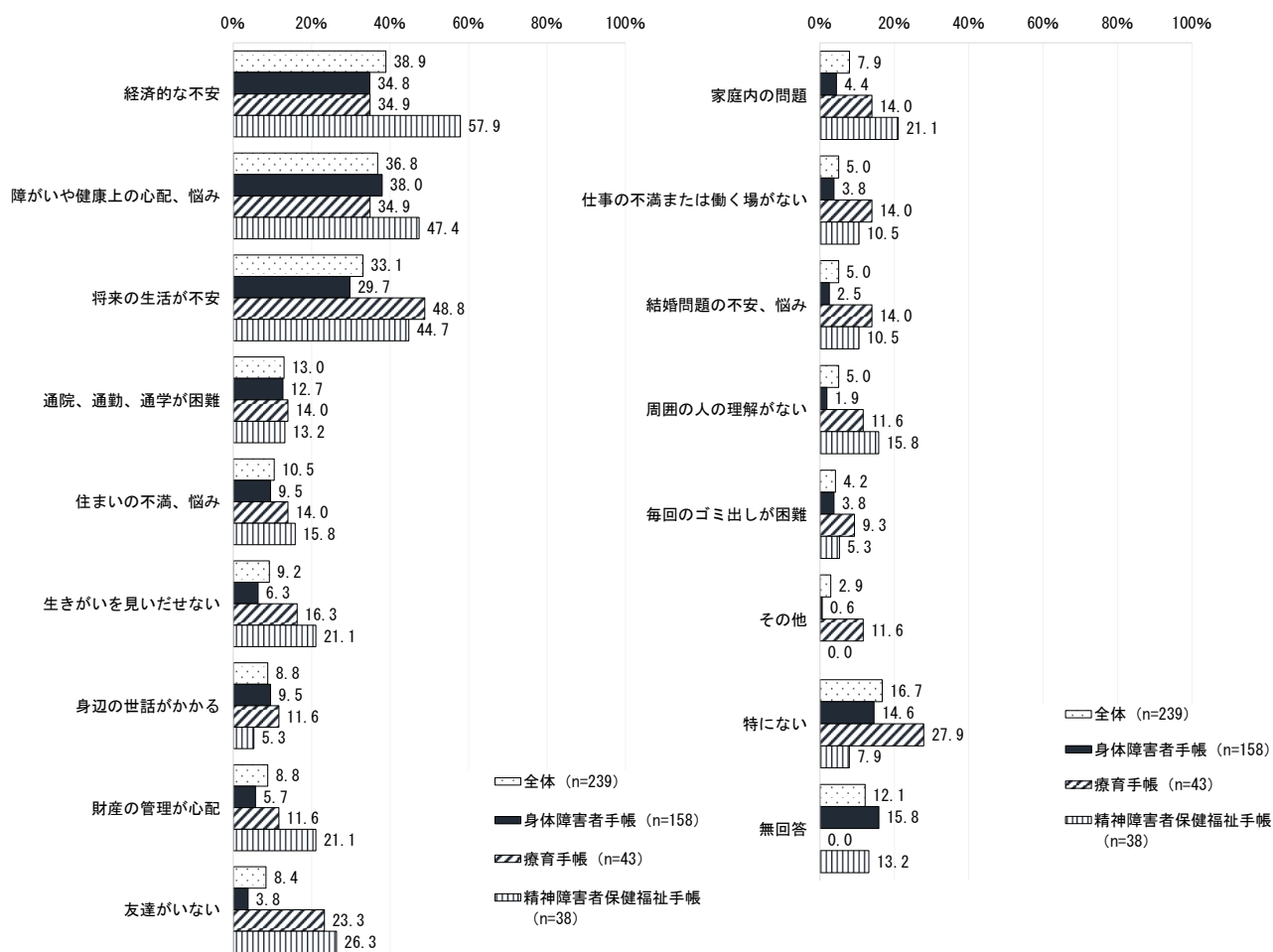


(8) 生活の困りごとや将来に対する不安・悩み

◎ 生活の困りごとや将来に対する不安・悩みは「経済的な不安」、「障がいや健康上の心配、悩み」、「将来の生活が不安」が上位に挙がっています。

◎ 所持手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳を所持している方は「経済的な不安」が他の手帳所持者よりも高い傾向にあります。

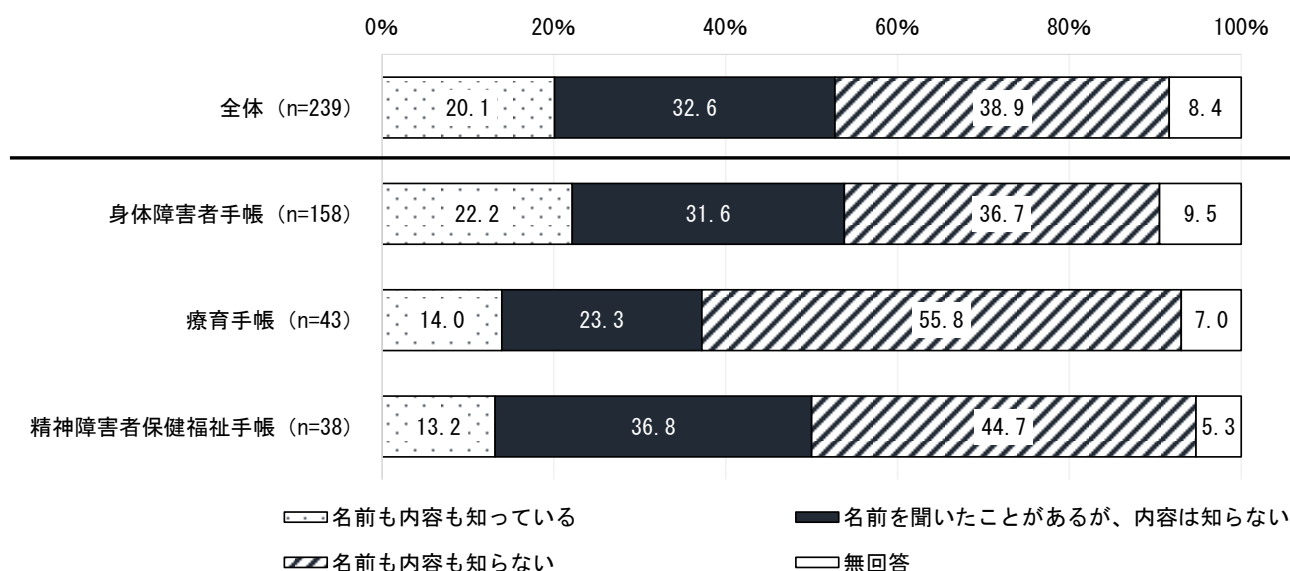
■生活の困りごとや将来に対する不安・悩み（全体・手帳所持者別）



(9) 成年後見制度の認知状況

- ◎ 成年後見制度の認知状況は「名前を知っている（名前も内容も知っている＋名前を聞いたことがあるが、内容は知らない）」が、52.7%となっています。
- ◎ 所持手帳別にみると、療育手帳を所持している方は「名前も内容も知らない」が半数を超えています。

■成年後見制度の認知状況（全体・手帳所持者別）



(10) ヒアリング調査概要

- ◎ 「活動する中での課題や困りごと」、「活動を継続するにあたって、行政や地域の方に望むこと」、「障がい福祉サービスの量・質」についてご意見を伺いました。
- ◎ 主な意見は以下のとおりです。

主なご意見
○ 若い方に加入していただきたいが、生活が忙しく、活動を行うとなるとなかなか難しい状況がある。
○ 近隣におむつ購入に対する費用補助がある自治体もある。少しでもそうした補助があるとありがたい。
○ バザーへの出店など活動している中で、活動していることを初めて知った方も多 い。まずは、こうした活動をしているということを住民の方などに知っていただくこ とが重要。町には各種広報媒体を用いた周知をお願いしたい。知っていただくこと で興味・関心につながり、障がいに対する理解促進等に波及していくと思う。

(11) アンケート調査結果の傾向・課題の整理

アンケート調査の結果から、障がいのある人やその家族が抱える不安や心配ごとの傾向や課題について整理しました。

- 「外出」に関する支援や「意思疎通」に関する支援への意向が高い傾向にあります。
- 住まいや暮らしについては、一人ひとりの状況に応じた場所で過ごしていますが、ご自宅で暮らしたい意向を持っている方もおり、施設からの移行支援について検討が必要であることがうかがえます。
- 身体障害者手帳をお持ちの方は、現在の障がい福祉サービスの利用状況に対し、今後の利用意向が高い傾向にあります。一人ひとりの状況に合わせたサービス提供体制の確保に向けた取り組みが必要となります。
- 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先は、所持している手帳によってばらつきがあり、情報の届け先を意識したより効果的な情報発信の方法について検討を進める必要があります。
- 地域で自立した生活を送るために、就労環境の整備は欠かせないものとなります。「勤務する時間や日数を調整できること」や「周囲が自分を理解してくれること」などが求められており、事業所と連携しながら、環境の整備を進める必要があります。
- 在宅での生活を継続するためにも経済的支援について、各種サービスの見直しや新たな施策など、現行制度を整理しながら実施します。
- 障がいのある人たちを支える関係団体等についても、町民への活動周知などを通じて支援を推進することが求められています。

第2編 第7期障がい福祉計画

第1章 第6期計画における成果目標の達成状況

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行を目指しており、令和4年度末時点の施設入所者は10人で令和元年度末から1人減少しています。

地域生活移行者数については、令和5年度末までに1人の移行を目指していますが、令和4年度末時点で0人となっています。

■達成状況

項目	目標値	実績値
【成果指標】 令和5年度末までに地域生活に移行する人数	1人	0人 (令和4年度時点)
【成果指標】 令和5年度末時点における施設入所者数	10人	10人 (令和4年度時点)

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本町では活動指標を定め、地域包括ケアシステムのための連携づくりに向けて圏域において協議を重ねています。協議の場の開催回数は年々増加しており、令和5年度には10回に達する見込みです。

■達成状況

項目	目標値			実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【活動指標】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回	9回	9回	10回
【活動指標】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	30人	30人	30人	77人	71人	78人
【活動指標】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回	1回	1回	1回

※令和5年度の数値は見込み

■達成状況（地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量）

項目	目標値	実績値
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 (利用者数)	3人	0人 (令和4年度時点)

第3節 地域生活支援拠点等有する機能の充実

地域生活支援拠点は令和4年度時点で設置には至っておらず、夷隅郡市内市町と連携をとりながら令和6年度の設置に向けて調整を図っています。

■達成状況

項目	目標値	実績値
【成果指標】 地域生活支援拠点の数	1か所	0か所 (令和4年度時点)
【成果指標】 地域生活支援拠点の機能の充実のための運用 状況の検証及び検討の機会	1回	0回 (令和4年度時点)

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業所から一般就労へ移行する人数を令和5年度に2人、令和5年度の就労定着支援事業利用者数を2人と設定している中、令和5年度の見込みでは、就労移行支援事業所から一般就労する人数は1人、就労定着支援事業利用者数は1人となっています。

なお、国の指針では、就労定着率が8割以上の事業所数を全体の70%以上とすることを目指すとされており、本町の目標値は1か所としていましたが、現時点では0か所となっています。

■達成状況

項目	目標値		実績値	
【成果指標】 令和5年度に就労移行支援事業所から一般就労をする障がい者数	2人		1人	
【成果指標】 令和5年度に就労継続支援事業から一般就労をする障がい者数	A型	0人	A型	0人
	B型	0人	B型	0人
【成果指標】 令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	2人		1人	
【成果指標】 令和5年度の就労定着支援事業所における就労定着率が8割以上の事業所の割合	町内1か所		町内0か所	

※実績値の数値は令和5年度の見込み

第5節 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保のため、基幹相談支援センターの設置を目指していますが、現時点では設置には至っておらず、夷隅郡市の他の市町と連携しながら、令和6年度の設置に向けて調整を図っているところです。

■達成状況

項目	目標値			実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【活動指標】 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	無	有	無	無	無
【活動指標】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	—	—	7回	0回	0回	0回
【活動指標】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	—	—	7件	0件	0件	0件
【活動指標】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	—	6回	0回	0回	0回

※令和5年度の数値は見込み

第6節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質の向上について、夷隅地区自立支援協議会内の体制を活用した協議や情報共有を目指していましたが、現時点では体制の確保には至っていない状況です。

■達成状況

項目	目標値			実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【活動指標】 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人	0人	0人	0人
【活動指標】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有	無	無	無
【活動指標】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	1回	1回	0回	0回	0回

※令和5年度の数値は見込み

第2章 本計画における成果目標

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末における地域生活への移行者数について、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上とする。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

■大多喜町の目標設定【成果指標】

項 目	数 値
令和8年度末までに地域生活に移行する人数	1人
令和8年度末時点における施設入所者数	8人

■本町の考え方

令和4年度末時点の施設入所者数9人のうち、6%以上が地域生活へ移行することを目標とすることとされているため、1人(11.1%)が地域生活へ移行することを目標とします。

令和8年度末の施設入所者数については令和4年度末時点の施設入所者数9人から5%以上削減することを目標とすることとされているため、1人(11.1%)削減した8人を目標とします。



第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国が示す基本的な考え方

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については、84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

※上記項目については千葉県で設定。

■大多喜町の目標設定【活動指標】

項 目	数 値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年10回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	70人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

■本町の考え方

国の定める「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均日数」、「入院後の退院率」は原則として都道府県が定める目標値であるため、本町では活動指標を定め、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。



第3節 地域生活支援拠点等の整備

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- 令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

■大多喜町の目標設定【成果指標】

項 目	数 値
地域生活支援拠点の設置数	1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の機会	年1回

項 目	整備時期
強度行動障がい者を有する障がい者に係る支援体制の整備	令和8年度

■大多喜町の目標設定【活動指標】

項 目	数 値
コーディネーターの配置人数	1人

■本町の考え方

相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能をもつ地域生活支援拠点について、夷隅郡市内市町と連携し、令和6年度の整備を目指します。

また、地域における効果的な支援体制構築のため、コーディネーターの役割と配置場所などについて検討を行い、令和8年度までに1名の配置を目指します。

強度行動障がい者を有する障がい者に係る状況や支援ニーズの把握をはじめとする支援体制の整備については、夷隅郡市内市町と連携し、整備に向けた調整を図ります。

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

■国が示す基本的な考え方

- 就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業の一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援は、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の就労継続支援A型事業については、概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- 就労定着支援事業の利用者数について、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着支援利用後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

■大多喜町の目標設定【成果指標】

項 目	数 値
令和8年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する障がい者数	2人
令和8年度に就労移行支援事業所から一般就労をする障がい者数	3人
令和8年度に就労継続支援A型事業から一般就労をする障がい者数	0人
令和8年度に就労継続支援B型事業から一般就労をする障がい者数	0人
令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	0人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所	50%
令和8年度の就労定着支援事業所における就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%

■本町の考え方

令和3年度末時点の一般就労への移行者実績は1人となっていたため、1.28倍以上の2人(2倍)を一般就労への移行者数の目標とします。

就労移行支援事業については、令和3年度実績の2人の1.31倍以上を目標値とすることとされているため、3人(1.5倍)とします。また、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業、就労定着支援事業については令和3年度実績が0人となっていたため、引き続き0人となることを見込みます。

町内に就労移行支援事業所はありませんが、令和8年度までに設置された場合、就労移行支援事業利用終了者の一般就労を促進し、目標の達成を目指します。

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所の利用修了者のうち、令和8年度末までに就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすると示されています。本町には就労定着支援事業所が1か所ありますので、定着率が7割以上となるよう協力していきます。



第5節 相談支援体制の充実・強化等

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

■大多喜町の目標設定【成果指標】

項 目	整備時期
令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置	令和6年度
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	令和6年度

■大多喜町の目標設定【活動指標】

項 目	数値等
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	
総合的・専門的な相談支援の実施	有
専門的な指導・助言回数	年7回
人材育成の支援件数	年7件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年6回
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	
個別事例の検討件数	3件
参加事業所・機関数	41事業所
専門部会の設置数	1部会
専門部会の実施回数	8回

■本町の考え方

本町では、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保のため、基幹相談支援センターを夷隅郡市の他の市町と協力して令和6年度の設置を目指します。

また、地域自立支援協議会等において、困難事例の検討を行うなど、関係機関の連携強化による地域サービス基盤の開発・改善に取り組めます。

第6節 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国が示す基本的な考え方

○令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

■大多喜町の目標設定【活動指標】

項 目	数値等
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	1回

■本町の考え方

夷隅地区自立支援協議会内の体制を活用することにより、関係自治体や事業所等と協議や情報共有する場を確保し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。



第3章 障がい福祉サービスの量の見込み

本町における障がい福祉サービスの基本方針を次のとおり掲げます。

○障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要なサービスや支援を受けて、自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。

○障がいの程度や種別にかかわらず、住み慣れた地域で希望する障がい福祉サービスを受けることができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の確保を図ります。

第1節 訪問系サービス

■サービス内容

事業項目	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいや移動に困難を有する障がいのある方などを対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅介護	実績	実利用者数 (実人/月)	15	14	9			
	計画値		14	15	16	15	16	17
	実績	延べ利用時間数 (時間/月)	119	107	84			
	計画値		177	189	202	113	119	125

※令和5年度の数値は見込み

		単位	第6期			第7期		
			令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
重度訪問介護	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	延べ利用時間数 (時間/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
同行援護	実績	実利用者数 (実人/月)	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1
	実績	延べ利用時間数 (時間/月)	2	2	5			
	計画値		17	17	17	4	4	4
行動援護	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	延べ利用時間数 (時間/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	延べ利用時間数 (時間/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
自立生活援助	実績	実利用者数 (実人/月)	3	2	2			
	計画値		2	3	4	3	3	3
自立生活援助 のうち精神障 がい者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	1	1	1			
	計画値		0	1	2	1	1	1

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

- 居宅介護は、令和4年度に1人減少していますが、平成30年度以降増加傾向となっていることから、本計画期間においても利用者の増加を見込みます。利用時間については、これまでの実績から、一人あたり7.5時間前後で見込んでいます。
- 同行援護については、これまで1人で推移しており、本計画期間においても同程度を見込んでいます。
- 自立生活援助については、これまで3人前後で推移しており、本計画期間においても同程度を見込んでいます。
- 重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援は直近3年間で利用実績がないため、本計画期間においても利用は見込みませんが、利用希望があった場合には相談対応に努めます。

第2節 日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービス（介護給付）

■サービス内容

事業項目	事業内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人、又は50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、昼間の入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業です。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行う事業です。

■計画期間の見込み

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
生活介護	実績	実利用者数 (実人/月)	23	23	23			
	計画値		24	25	26	25	26	27
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	477	471	458			
	計画値		504	525	546	518	544	571
生活介護のうち 重度障がい者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
療養介護	実績	実利用者数 (実人/月)	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1

※令和5年度の数値は見込み

		単位	第6期			第7期		
			令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
短期入所 (福祉型)	実績	実利用者数 (実人/月)	4	3	3			
	計画値		7	8	9	3	3	3
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	75	47	44			
	計画値		75	85	96	39	41	43
短期入所（福祉型）のうち 重度障がい者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
短期入所 (医療型)	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

- 生活介護は第6期計画期間中横ばいで推移していますが、平成30年度以降増加傾向となっていることから、本計画期間においても利用者の増加を見込みます。利用日数については、これまでの実績から、一人あたり20日前後で見込んでいます。
- 療養介護は、これまで横ばいで推移しており、本計画期間においても1人の利用を見込みます。
- 福祉型短期入所は第6期の利用状況から、計画期間において3人の利用を見込みます。一人あたり月13日前後の利用を見込んでいます。
- 医療型短期入所については、これまでの実績から本計画期間における利用は見込みませんが、利用希望があった場合は、広域的な調整を行いサービス提供事業所の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス（訓練等給付）

■サービス内容

事業項目	事業内容
機能訓練	生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
生活訓練	生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用又は在宅就労などが見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う事業です。
就労継続支援＜A型＞	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援＜B型＞	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う事業です。
就労選択支援（新）	就労を希望する障がい者本人が、就労系障がい福祉サービスの利用や一般就労を目指す際に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。令和7年10月から開始されます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
機能訓練	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		1	1	1	0	0	0
	実績	延べ利用日数 (人日/月)	0	0	0			
	計画値		15	15	15	0	0	0
生活訓練	実績	実利用者数 (実人/月)	2	1	0			
	計画値		2	2	2	1	1	1
	実績	延べ利用日数 (人日/月)	25	17	0			
	計画値		36	36	36	14	15	16
生活訓練のうち精神障がい者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
就労移行支援	実績	実利用者数 (実人/月)	2	2	1			
	計画値		4	4	5	1	1	1
	実績	延べ利用日数 (人日/月)	45	45	29			
	計画値		45	45	60	52	55	58
就労継続支援 < A 型 >	実績	実利用者数 (実人/月)	1	1	1			
	計画値		1	1	2	1	1	1
	実績	延べ利用日数 (人日/月)	26	21	21			
	計画値		20	20	40	19	20	21
就労継続支援 < B 型 >	実績	実利用者数 (実人/月)	31	31	30			
	計画値		34	36	38	33	35	37
	実績	延べ利用日数 (人日/月)	536	526	530			
	計画値		578	612	646	579	608	639
就労定着支援	実績	実利用者数 (実人/月)	1	2	2			
	計画値		1	1	2	2	2	2

※令和5年度の数値は見込み

		単位	第7期		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
就労選択支援	計画値	実利用者数 (実人/月)		6	7

■見込み量の考え方

- 機能訓練は第6期期間中の利用がなく、本計画期間においても利用は見込みませんが、関係機関やサービス提供事業所との情報共有などの連携を図り、支援を必要とする方を把握し、適切なサービス提供基盤の確保に努めます。
- 生活訓練は、第6期の利用状況から、本計画期間においては1人の利用を見込みます。一人あたりの月利用日数は増加傾向にあるため、計画期間中の増加を見込みます。
- 就労移行支援はこれまでの利用状況を踏まえ、1人の利用を見込みます。
- 就労継続支援A型（雇用型）の利用人数は1人で推移しており、本計画期間においても同様に1人の利用、一人あたり19～21日と見込みます。
- 就労継続支援B型（非雇用型）は第6期計画期間中横ばいで推移していますが、平成30年度以降増加傾向となっていることから、本計画期間においても利用者の増加を見込みます。利用日数については、これまでの実績から、一人あたり17日前後で見込んでいます。
- 就労定着支援の利用人数は令和4年に1人増え2人となっています。一般就労に移行する人の就労定着支援の利用を促進し、令和6年度以降も2人の利用を見込みます。
- 令和7年度から開始予定の就労選択支援については、就労ニーズ等を勘案し、令和7度に6人、令和8年度に7人の利用を見込みます。就労を希望する方が、本人の希望に添った選択ができるよう、関係機関やサービス提供事業所と連携を図り、適切なサービス提供基盤の確保に努めます。

第3節 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

■サービス内容

事業項目	事業内容
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

■計画期間の見込み量

		単位	第6期			第7期		
			令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
共同生活援助 (グループホーム)	実績	実利用者数 (実人/月)	26	27	27			
	計画値		23	24	25	30	32	33
共同生活援助 のうち精神障 がい者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	8	8	10			
	計画値		11	12	13	10	11	12
共同生活援助 のうち重度障 がい者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					1	1	1
うち 強度行動障 がい者を有す る者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
うち 高次脳機能障 がい者を有す る者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
うち 医療的ケア を必要とす る者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

○利用の増加が続いており、本計画期間においても利用者の増加を見込みます。地域移行後の生活の場であると同時に、親亡き後の生活の場として、必要性が高まることも考えられるため、計画的な整備に努めます。

(2) 施設入所支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
施設入所支援	自立訓練若しくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行う事業です。

■計画期間の見込み量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
施設入所支援	実績	実利用者数 (実人/月)	10	9	9			
	計画値		11	10	10	10	11	8

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

障害者支援施設入所者の地域生活への移行を踏まえ、令和8年度の入所者数の見込みを8人とします。

第4節 相談支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障害者・児及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
計画相談支援	実績	実利用者数 (実人/月)	19	19	21			
	計画値		100	106	112	22	23	25
地域移行支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		3	4	5	1	1	1
地域移行支援のうち精神障がい者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		3	4	5	1	1	1
地域定着支援	実績	実利用者数 (実人/月)	3	1	0			
	計画値		6	7	8	1	1	1
地域定着支援のうち精神障がい者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		2	3	3	0	0	0

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

計画相談支援は増加傾向となっており、今後も増加を見込みます。

地域移行支援は第6期計画期間中の利用はなく、地域定着支援の利用者は減少しています。本計画期間中は、それぞれ1人の利用を見込み、夷隅地区2市2町と連携し、計画的なサービスの提供体制の確保に努めます。

第5節 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着装用することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」では、補装具を必要とする身体障がい者や難病患者に購入費や修理費の給付を行います。

今後も申請に応じて支給を行います。

第6節 自立支援医療

自立支援医療は、心身の障がいに伴い必要な医療について医療費の自己負担を軽減する制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があります。

「更生医療」は「18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善（人工透析、人工股関節手術、心臓手術等）のための医療費支給」、「育成医療」は「18歳未満の身体障がい児の手術等斜視、股関節、心臓等の手術、人工透析等のための医療費支給」、「精神通院医療」は「精神障がい等、心の病気による通院医療費の支給」です。

今後も申請に応じて支給を行います。

第4章 地域生活支援事業の推進

第1節 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
理解促進研修・啓発事業	共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

■計画期間の見込み

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
理解促進研修・啓発事業	実績	実施の有無	未実施	未実施	未実施			
	計画値		未実施	実施	実施	未実施	未実施	実施

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

○第6期計画期間中は未実施でしたが、障がいの理解を深めるための啓発を目的とした広報活動の令和8年度までの実施を目指します。

(2) 自発的活動支援事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域等からなる団体が、地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）に対して支援します。

■計画期間の見込み

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自発的活動 支援事業	実績	実施の有無	未実施	未実施	未実施			
	計画値		未実施	実施	実施	未実施	未実施	実施

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

○第6期計画期間中は未実施でしたが、障がいのある人、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動への支援の令和8年度までの実施を目指します。

(3) 相談支援事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
相談支援事業	障がい者が抱える生活の課題やその解決に向けて、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）・社会資源を活用するための支援・社会生活能力を高めるための支援・ピアカウンセリング・権利擁護のために必要な援助・専門機関の紹介等を行います。

■計画期間の見込み

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障がい者相談支援事業所数	実績	実施箇所	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実績	実施の有無	有	有	有			
	計画値		有	有	有	有	有	有

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

- 障がい者相談支援事業所数で見込みますが、身体・知的・精神・発達障がいに対応できる充実した相談支援体制づくりに努めます。さらに専門的な指導・助言・人材育成の支援を実施し、相談支援機能の強化を図ります。
- 今後は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターについて、令和6年度の設置を目指して夷隅郡市内の市町村と協力検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人の権利を擁護し、自立生活を支援するため、知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対して、申立てに要する費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

■計画期間の見込み量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
成年後見制度 利用支援事業	実績	実施件数	1	1	1			
	計画値		2	2	2	1	1	1
成年後見制度 法人後見支援 事業	実績	実施の有無	未実施	未実施	未実施			
	計画値		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	実施

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

- 成年後見制度利用支援事業の第6期計画期間中の利用は1人となっており、本計画期間においても同程度を見込みます。引き続き、事業の周知等を行うとともに、制度を必要とする人の把握に努めます。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制づくりに努め、令和8年度までの実施を目指します。

(5) 意思疎通支援事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者などが社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業です。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話通訳者 設置人数	実績	設置人数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
手話・要約筆記 実利用者数	実績	実利用者数	2	2	2			
	計画値		2	2	2	2	2	2

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

- 手話通訳者は、千葉県聴覚障害者協会と手話通訳者派遣の委託契約を締結していますので、町単独での設置は行いません。
- 手話・要約筆記実利用者数は近年2人の利用が続いており、本計画期間においても2人の利用を見込みます。

(6) 日常生活用具給付等事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がいのある方等に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具など自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

■計画期間の見込み量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護・訓練 支援用具	実績	回/年	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
自立生活支援 用具	実績	回/年	0	0	0			
	計画値		1	1	1	0	0	0
在宅療養等 支援用具	実績	回/年	0	0	0			
	計画値		1	1	1	0	0	0
情報・意思 疎通支援用具	実績	回/年	0	0	1			
	計画値		0	1	0	1	1	1
排せつ管理支 援用具	実績	回/年	20	20	24			
	計画値		24	25	26	27	29	32
住宅改修	実績	回/年	0	0	0			
	計画値		1	1	1	0	0	0

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

- 介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、住宅改修については、第6期計画期間中の利用がなく、本計画期間においての利用は見込みません。
- 情報・意思疎通支援用具については、令和5年度に1人の利用見込みがあり、本計画期間においても1人の利用を見込みます。
- 排せつ管理支援用具については、増加傾向となっており、本計画期間においても増加を見込みます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を実施します。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話奉仕員 養成研修事業	実績	修了者数	実施	実施	実施			
	計画値		実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

○本計画期間においても引き続き実施し、手話奉仕員の人材育成に取り組めます。

(8) 移動支援事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
移動支援事業 (個別支援型)	障がいのある人が社会生活や余暇活動等で外出が必要な際にヘルパーを派遣し、移動に必要な支援介助を行います。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
移動支援事業 (個別支援型)	実績	人/年	4	3	3			
	計画値		8	9	11	3	3	2
	実績	時間/年	27	70	101			
	計画値		360	405	495	108	111	78

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

○利用人数は減少傾向となっており、これまでの傾向から本計画期間においても減少を見込みます。

(9) 地域活動支援センター事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
地域活動支援センター事業	地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開するものです。

■計画期間の見込み

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域活動支援センター	実績	実施箇所	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1
	実績	人/年	65	50	42			
	計画値		73	75	77	34	28	22

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

- 本計画期間においても地域活動支援センターを1か所確保します。
- 利用者数は減少が続いており、本計画期間においても減少を見込みます。

第2節 任意事業

(1) 日中一時支援事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
日中一時支援事業	日中において看護する者がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障がい者について、日中、障がい福祉サービス事業所、障害者支援施設などにおいて活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などを支援するとともに、家族などの就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施する事業です。

■計画期間の見込み

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
日中一時支援事業	実績	人/年	0	4	4			
	計画値		7	8	9	4	4	4

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

○令和4年度の実績、令和5年度の実績見込みを勘案し、本計画期間においても4人の利用を見込みます。

(2) 訪問入浴サービス事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
訪問入浴サービス事業	家族又は介護者による入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、訪問入浴車により障がい者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供する事業です。

■計画期間の見込み

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
訪問入浴サービス	実績	件/年	0	0	0			
	計画値		1	1	1	1	1	1

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

○第6期計画期間中の利用はありませんでしたが、身体の清潔の保持等のため、本計画期間においては1件の利用を見込みます。

(3) 知的障がい者職親制度

■サービス内容

事業項目	事業内容
知的障がい者職親制度	知的障がい者が職親のもとで、一般就労を目指して生活指導や技能習得訓練等を行う事業です。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
知的障害者職親委託制度	実績	人/年	1	0	0			
	計画値		1	1	1	1	1	1

■見込み量の考え方

○令和4年度から利用実績はありませんが、就労意向等を勘案し、本計画期間においては1人の利用を見込みます。

(4) 自動車運転免許取得・改造助成事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がい者が就労等に伴い、自動車運転免許又は自動車を取得する場合に、自動車の改造や運転免許の取得に要する経費を助成します。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自動車運転免許取得・改造助成事業	実績	利用件数	0	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1

■見込み量の考え方

○第6期計画期間中の利用は0～1人で推移しており、本計画期間においては年間1人の利用を見込み、提供体制の確保に努めます。

第3編 第3期障がい児福祉計画

第1章 第2期計画における成果目標の達成状況

第1節 障がい児福祉サービスに関する成果指標

(1) 児童発達支援センター機能の整備及び保育所等訪問支援の充実

地域の中核的な療育支援施設として、夷隅郡市内の市町と連携を図り、圏域内に1か所児童発達支援センターが設置されています。

また、保育所等訪問支援については、町内の事業所において確保しており、現在も継続しています。

■達成状況

項目	目標値	実績値
【成果指標】 児童発達支援センターの設置	1か所	1か所 (令和4年度時点)
【成果指標】 保育所等訪問支援体制の構築	1か所	1か所 (令和4年度時点)

(2) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域において確保しており、重症心身障がい児の受け入れを行っています。

■達成状況

項目	目標値	実績値
【指標】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	1か所 (令和4年度時点)
【指標】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	1か所 (令和4年度時点)

(3) 医療的ニーズへの対応について

(協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置)

夷隅郡市内の市町と協力し、関係機関等が連携を図るための協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をしており、医療的ニーズの対応に努めています。

■達成状況

項目	目標値	実績値
【指標】 関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	1か所	1か所 (令和5年度)
【指標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名	1名 (令和5年度)



第2章 本計画における成果目標

第1節 障がい児支援の提供体制の整備等

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- 令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

■大多喜町の目標設定【成果指標】

項 目	数 値
児童発達支援センターの設置	1か所 (設置済)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所 (確保済)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所 (設置済)

項 目	整備時期
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	令和8年度

■大多喜町の目標設定【活動指標】

項 目	数 値
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人 (配置済)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	1人
ペアレントメンターの人数	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人

■本町の考え方

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制について、夷隅郡市内の市町と協力し、令和8年度までの設置・構築を目指します。

第3章 障がい児福祉サービスの量の見込み

第1節 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
児童発達支援	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む。）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業です。

■計画期間の見込量

		単位	第2期			第3期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童発達支援	実績	実利用者数 (実人/月)	5	5	4			
	計画値		8	9	10	6	7	7
	実績	延べ利用日数 (人日/月)	19	24	19			
	計画値		48	54	60	32	34	35
医療型 児童発達支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0			
	実績	延べ利用日数 (人日/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0			
居宅訪問型 児童発達支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	延べ利用日数 (人日/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

- 児童発達支援は、第2期計画期間中は5人で推移していますが、訓練等を必要とする児童の増加を見込みます。利用日数は増加傾向となっていることから、本計画期間においても増加を見込みます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、これまで利用実績がなく、本計画期間においても利用は見込みません。利用希望があった際に必要な利用者に提供できるよう、サービス提供基盤の整備に努めます。
- 医療型児童発達支援については、障がい種別にかかわらず支援できるよう、令和6年度から児童発達支援に一元化されることから、サービスを必要とする人に提供できるよう基盤整備に努めます。

(2) 放課後等デイサービス

■サービス内容

事業項目	事業内容
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業です。

■計画期間の見込量

		単位	第2期			第3期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
放課後等デイサービス	実績	実利用者数 (実人/月)	9	9	13			
	計画値		12	12	12	10	10	11
	実績	延べ利用日数 (人日/月)	88	100	105			
	計画値		136	136	136	118	123	130

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

- 第2期計画期間中は9人で推移していますが、児童発達支援からの移行等も見込み、本計画期間においては増加を見込みます。利用日数は増加傾向となっていることから、本計画期間においても増加を見込みます。

(3) 保育所等訪問支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障がい児その他気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行う事業です。

■計画期間の見込量

		単位	第2期			第3期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
保育所等 訪問支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0.3	0.4			
	計画値		2	2	3	3	3	3
	実績	延べ利用日数 (人日/月)	0	0.3	0.4			
	計画値		4	4	6	6	6	6

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

○これまで、利用実績は少ないものの、徐々に利用も増加しており、本計画期間においては3人の利用を見込みます。

第2節 障害児相談支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児を対象に、支給決定を行う際に障がい児支援利用計画を作成するとともに、通所支援開始後、一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、計画の見直しを行います。

■計画期間の見込量

		単位	第2期			第3期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害児相談支援	実績	実利用者数 (実人/月)	3	3	5			
	計画値		2	3	4	4	5	5

※令和5年度の数値は見込み

■見込み量の考え方

○第2期計画期間中は令和4年度まで3人で推移していますが、令和5年度の利用見込みを踏まえ、本計画期間においても同程度の利用を見込みます。

第4編 計画の推進に向けて

第1章 計画進行管理

第1節 推進体制

成果目標として設定した項目についての達成状況及びサービスの利用状況（活動指標）を点検・評価します。

その結果に基づき、夷隅地区自立支援協議会とも連携を図りながら、必要な対策を講じ、計画の着実な推進に努めます。

第2節 専門従事者の育成と連携強化

県や近隣市町村、関係機関等と連携しながら、障がい者施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉にかかわる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催等を通じて、障がい者にかかわる専門従事者間の連携の強化を図ります。

第3節 行政職員の資質向上

庁内においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係各課の緊密な連携に取り組みます。

また、複雑・多様化しつつある福祉ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識や福祉意識の向上に努めます。

第4節 財源の確保

障がい福祉サービスをはじめとする公的福祉サービスの充実や、地域での支え合いのネットワークの強化を図るために、町財政において、自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請していきます。

資料編

1 策定経過

年 月 日	事 項	備 考
令和5年8月	障がい福祉に関するアンケート調査の実施	
令和5年12月	関係団体へのヒアリング調査の実施	
令和6年1月24日	第1回大多喜町障がい福祉計画等策定委員会の開催	・第7期大多喜町障がい福祉計画及び第3期障害児福祉計画の素案について
令和6年1月31日 ～2月7日	意見公募（パブリックコメント）の実施	
令和6年2月14日	第2回大多喜町障がい福祉計画等策定委員会の開催	・第7期大多喜町障がい福祉計画及び第3期障害児福祉計画（案）について

2 大多喜町障がい者計画等策定委員会 委員名簿

関係種別	氏名	所属
町議会議員 (第1号委員)	吉野 一男	大多喜町議会議員
保健医療関係 (第2号委員)	鶴岡 義明	医療法人白百合会 大多喜病院院長
障害者団体関係者 (第3号委員)	末吉 由子	大多喜町手をつなぐ親の会 役員
地域福祉関係者 (第4号委員)	菅野 忠雄	大多喜町社会福祉協議会 会長
福祉施設関係者 (第5号委員)	石山 達也	いすみ地域活動支援センター レインボー センター長
	中村 淳	NPO 法人上総小農苑「めぐり」 理事長
	西尾 明	社会福祉法人うぐいす会「風の村」 施設長
	中島 展	一般社団法人 こども未来共生会 こども発達支援センターそらいろ 理事長
教育関係者 (第6号委員)	落合 修	千葉県立夷隅特別支援学校 校長
	田中 憲生	町小中学校校長会 会長
国・県の行政機関関係者 (第7号委員)	市川 寿美	夷隅健康福祉センター 副センター長

(敬称略)

3 大多喜町障害者計画等策定委員会条例

令和2年3月6日

条例第9号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「障害者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大多喜町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項
- (2) 計画策定に係る総合調整に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 保健医療関係者
- (3) 障害者団体関係者
- (4) 地域福祉関係者
- (5) 福祉施設関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 国又は県の行政機関関係者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉事務を担当する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第95号）の一部を次のとおり改正する。

別表中「障害者計画及び障害福祉計画策定委員」を「障害者計画等策定委員会委員」に改める。

4 用語解説

初出頁	用 語	解 説
あ行		
39	アセスメント	福祉の分野では、援助活動を行う前に行われる評価、利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指す。
27	夷隅地区自立支援協議会	勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町に居住する障がい児及び障がい者への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場。
2	一般就労	労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業や公的機関への就労のこと。
2	医療的ケア児	N I C U（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
か行		
3	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施する。
1	権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方。
37	高次脳機能障がい	交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障がいを抱え生活に支障を来すことを指す。 高次脳機能障がいは、精神・心理面での障がいを中心となるため、外見上は障がいが目立たず、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会のなかで孤立してしまったり、社会復帰が困難な状況におかれることもある。
さ行		
10	肢体不自由	身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。
56	児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。
50	手話通訳者	手話により聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する者。主に都道府県が認定した民間機関が実施する試験等に合格し、都道府県の審査を受けて認定される。
37	障害支援区分	障害者自立支援法で定める障害福祉サービスを利用する際に必要な区分で、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す。区分は介護の必要度により、1から6までの6段階に分けられる。
1	障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が策定する計画で、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定する計画。

初出頁	用 語	解 説
1	障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
1	障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置（合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
1	障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
1	障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画。
1	情報アクセシビリティ	アクセシビリティ(accessibility)は、近づきやすさ、利用しやすさ、便利であることなどと訳され、パソコンやスマートフォンといった情報通信機器が広く活用される現代において、障がいのある人や高齢者を含め、すべての人が円滑に機器やサービスを活用しながら情報の取得利用や意思疎通の向上が求められている。
55	職親制度	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の職親に知的障がい者を一定期間預け、生活指導や技能取得訓練等を行うことによって、雇用を促進し自立更生を図ることを目的とした制度。
43	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
9	身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。
12	精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。
23	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が困難な人を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度です。
3	相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行う他、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

初出頁	用 語	解 説
た行		
3	地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
2	地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に支援を受けられる体制のこと。
14	特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校 または 高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること を目的とした学校。平成19年の学校教育法改正に伴い、盲学校、聾学校及び養護学校が統合されたもの。
な行		
3	難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものを指す。
は行		
48	発達障がい	発達障害者支援法による発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義づけられている。
47	ピアサポート	同じ課題を抱える人同士が支え合うことをいう。例えば、同じ障がいを持っていたり、お互いに介護をしているなど、互いの経験を伝えあったり、分かち合うことも、ピアサポートの1つ。
3	ペアレントトレーニング	障がいのある子どもを持つ保護者等が、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、子どもとのより良い関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。
49	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
や行		
50	要約筆記	聴覚に障がいのある人に、会議や講義、会話などの内容を要約し、手書きやパソコン等で文字化して伝えること。
ら行		
56	療育	障がいのある子どもの障がいを軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。
11	療育手帳	知的障がい児及び知的障がい者を対象に都道府県知事が交付する障がい者手帳。児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された場合に受けることができる。一貫した指導相談を実施し、各種援護措置を受けやすくすることを目的とする。



喜びの、
おひざもと。

千葉県 大多喜町

大多喜町
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行：令和6年3月

編集：大多喜町健康福祉課

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93 番地

TEL：0470（82）2168

FAX：0470（82）4461